

経済常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 18 号 令和 5 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目 24 節公会堂事業基金積立金、肉用牛特別導入事業基金積立金、スポーツ振興基金積立金、屋内スケート場事業基金積立金、貿易振興基金積立金、新美術館整備基金積立金、産業立地振興基金積立金
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目を除く
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	2 目 17 節、3 目 12 節、17 節、7 目、9 目、10 目、11 目、12 目を除く
	2 項 林業費	1 目 18 節島守財産区構成地域環境整備補助金を除く
	3 項 水産業費	
7 款 商工費	1 項 商工費	3 目、4 目 18 節ジャズフェスティバル実行委員会負担金、7 目を除く
8 款 土木費	4 項 都市計画費	1 目 10 節、13 節、14 節、18 節街なみ整備事業補助金、十三日町・十六日町地区再整備事業補助金
10 款 教育費	5 項 社会教育費	1 目 8 節、13 節、7 目、8 目、12 目、14 目、17 目、18 目
	6 項 保健体育費	1 目 1 節、3 節、2 目、3 目
第 2 条 繰越明許費中		
6 款 農林水産業費	3 項 水産業費	
7 款 商工費	全部	
8 款 土木費	4 項 都市計画費	
10 款 教育費	5 項 社会教育費	美術館各種展覧会・体験講座等開催事業
	6 項 保健体育費	

議案第 23 号 令和 5 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第 27 号 令和 5 年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算

議案第 33 号 令和 5 年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予算

議案第 38 号 八戸北インター第 2 工業団地造成工事請負の一部変更契約の締結について

[経済協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 旧八戸港貿易センターの買受申込受付手続の停止について
- 2 八戸市中心市街地における民間再開発誘導方針（案）について

旧八戸港貿易センターの買受申込受付手続の停止について

1 これまでの経過と現状

(1) 市津波避難ビルとしての活用

当施設は、平成 27 年度末の(株)八戸港貿易センター解散以降、最低限の維持管理（電気・水道、警備設備等）を行い、市の津波避難ビルとして活用しながら、民間への売却に向けて買受申込みを受け付けてきた。

(2) 買受申込受付（入札・随意契約）

○平成 28 年度に当施設を売却する方針が決定したことを踏まえ、一般競争入札を執行してきたが応札者が無かったもの。

○令和 2 年 7 月の一般競争入札においても応札者が無かったことから、以降は、最低売却価格での先着順による随意契約の買受申込を受け付けていたもの。

〈最低売却価格〉

（令和 2 年 7 月以降）

土 地	建 物（税 抜）	合 計（税 抜）
10,795,000 円	55,545,000 円	66,340,000 円

○令和 6 年 1 月末まで、申し込みは無し。

⇒ 買受申込が無い理由として考えられる要因

- ・設備の老朽化が著しく、多額の更新・修繕費用を要すること
 （空調設備や受電設備、昇降機設備等。計：約 2 億 5 千万円以上）
- ・八戸港港湾計画に基づく港湾関連用地として用途が指定されること

(3) 市津波避難計画における災害想定の見直し

令和 3 年 5 月、青森県が新たな津波浸水想定を設定・公表したことを受け、市では、令和 4 年 11 月に八戸市津波避難計画を改定した。

⇒ 最大クラスの津波（L 2 津波）災害時には、八戸港ポートアイランド内の当施設において、16.9m（基準水位）の浸水が想定される状況となった。

2 民間への売却に向けた買受申込受付を停止

上記(1)～(3)を踏まえ、以下の理由により、八戸港ポートアイランド内の唯一の市有地かつ津波避難ビルとして活用するため、買受申込受付を停止したもの。

(1) 買受申込受付を停止した日

令和 6 年 2 月 22 日(木)

(2) 停止の理由

- ①八戸港ポートアイランド内にある唯一の市有地かつ津波避難ビルであること
 - (ア)市としての津波避難施設の必要性
 - (イ)新たな用地取得の困難性
- ②民間への売却に馴染んでいないこと
 - (ア)多額な修繕・更新費用（老朽化の進行）
 - (イ)津波浸水想定による危険性

※ 旧八戸港貿易センターの主なデータについては、次ページのとおり

《参考》 旧八戸港貿易センターの主なデータ

- (1)所在地 八戸市豊洲3番地9 (ポートアイランド内)
- (2)物件の状況
- ・土地 地積：1,999.00 m²(登記)、地目：雑種地、形状：整形
 - ・建物 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建、
延面積：2,193.99 m²
 - ・最高高さ 22.60m
- (3)都市計画法及び建築基準法上の主な制限
- ・都市計画区域：市街化区域 ・用途地域：工業専用地域
 - ・防火地域：指定なし(建築基準法第22条区域)
 - ・高度地区：指定なし
- (4)建物の状況
- ・建築年月日 平成10年3月19日
(平成28年3月31日まで(株)八戸港貿易センターが事業所兼貸事務所として管理。それ以降は市が管理。)
 - ・登記情報 ①種類：事務所②家屋番号：3番9
③構造：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
④床面積：1階471.07 m²、2階567.52 m²、
3階577.70 m²、4階577.70 m²、
延床面積2,193.99 m²

八戸市中心市街地における民間再開発誘導方針（案）について

【方針の概要】

1. 趣旨

本方針は、八戸市立地適正化計画や、おおむね向こう10年間の中心市街地のまちづくりの指針である「八戸市中心市街地まちづくりビジョン2023」や「第4期八戸市中心市街地活性化基本計画」に基づき、エリア居住者をはじめ、市民や観光客等の来街者に対して有用な都市機能を提供する土地利用手段の一つとして、都市機能を複合化したいわゆる「ミクストユース」の考え方を取り入れた民間再開発を誘導するため、中心市街地で再開発を企図する事業者等に向け、基本的なまちづくりの方向性を示すものである。

なお、本方針は、社会経済情勢等の変化に対応し、立地適正化計画等の他の方針の見直しや再開発の動向を踏まえ、必要に応じて適切に見直していくものとする。

2. 基本的事項

(1) 対象エリア

八戸市大字三日町、六日町、十三日町、十六日町、八日町、朔日町

※ただし、隣接地であっても本方針を適用できるものとする。



(2) 中心市街地に求められている都市機能

ア 八戸市立地適正化計画における誘導施設

八戸市立地適正化計画において、中心市街地は、都市機能誘導区域として高次都市機能の集積拠点とされており、自家用車を利用できない方も含めて市内各所や近隣市町村などからも利用が期待できる大規模な商業・病院・集客施設等が誘導施設として設定されている。

イ 市民アンケートによるニーズ

中心市街地の居住者と市内全域の市政モニターを対象とした令和4年度実施のアンケート結果から、中心市街地に求められるものとして出会いや交流、学びの機会を通し、つながりやネットワークをつくる場所としての役割に加え、空き店舗が目立つ現状から、買い物ニーズに応えられる多様な店舗が連なる商店街づくりが期待されている。

(3) 再開発に当たっての検討事項

再開発事業を進めるに当たり、建築基準法、都市計画法や条例等、各種法令に基づく確認や届出等、基本的な手続きが確認できる一覧表を掲載する。

3. 求められる再開発の方向性

当市の中心市街地は、居住者や来街者の目線で誰もが過ごしやすく、魅力的で良好な都市環境を総合的に整備していくことが求められており、これらに合致した任意の民間再開発が行われることを期待するものであるが、求められる再開発の方向性として、市民のニーズを的確に把握した公益的な民間再開発の提案が市に対してあったときは、市として支援の可否を検討した上で、国の助成制度を活用した公的支援を行えるものとする。

<提案に当たって検討すべき主な要件>

- ・国の優良建築物等整備事業（当該事業における優良再開発型の共同化タイプまたは市街地環境形成タイプに限る）の制度に準じ、かつ、敷地内で複数の用途を持たせること
- ・敷地面積は原則として1,000㎡以上とする。
- ・現状の壁面線以上の後退による公開空地の確保とその活用計画及び維持管理方針
- ・街並みの調和への意識や脱炭素に資する取り組みの検討を通じた景観や環境配慮
- ・再開発の実施により新たに見込まれる、まちの活性化につながる経済的効果等の試算
- ・事業者主体による積極的な再開発情報の公表
- ・地元企業の受注機会の確保 等

4. 本方針の適用

令和6年4月1日からとし、市HPに登載してSNS等を通じて市外にも広く周知する予定。

現在、それぞれ改定・策定を進めている八戸市立地適正化計画及び第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（いずれも年度内策定）との整合性を図るため、構成の一部、引用、文言や URL が変更になる場合があります。

八戸市中心市街地における民間再開発誘導方針(案)

1 趣旨

2 八戸市中心市街地について

3 基本的事項

- (1)対象エリア
- (2)中心市街地に求められている都市機能
- (3)再開発に当たっての検討事項

4 求められる再開発の方向性

- (1) 事業要件
- (2) 区域要件
- (3) 空地要件
- (4) 補助の交付対象及び補助額
- (5) 景観・環境への配慮
- (6) まちづくりへの貢献
- (7) 事業内容の公表
- (8) 地元企業の活用
- (9) 申請時要件
- (10) 財産処分の制限
- (11) 提案書の提出

八戸市中心市街地における民間再開発誘導方針(案)

1 趣旨

本方針は、まちづくりの根幹となる土地利用や都市施設などの個別の都市計画のうち、当市中心市街地における市街地再開発事業についての基本的方向性を定めたものです。

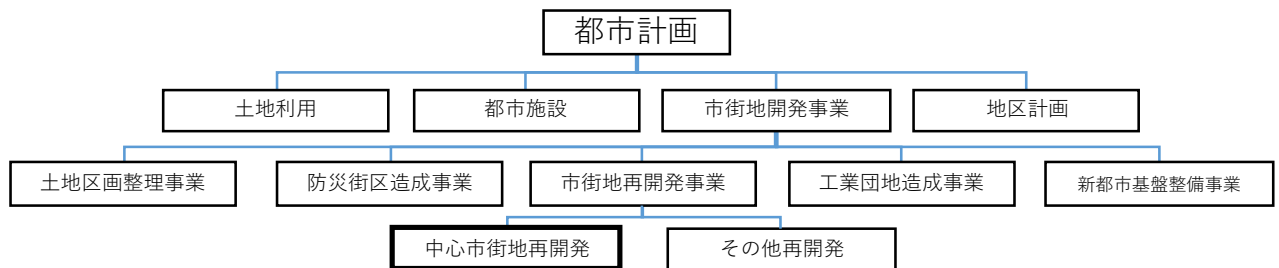
本市においては、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープランである「八戸市立地適正化計画」では、中心市街地を市内各所や近隣市町村からの利用が見込まれる大規模施設や集客施設などの高次都市機能¹を誘導するエリアとして設定しています。

また、おおむね向こう 10 年間の中心市街地における官民連携のまちづくりの指針である、「八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023」においては、中心市街地のまちづくりに向け、エリア居住者をはじめ、市民や観光客等の来街者に対して有用な都市機能を提供する土地利用のひとつとして、都市機能を複合化したいわゆる「ミクストユース²」の考えを取り入れた民間再開発を誘導することにより、多様な市民のニーズに応える方針を示しています。

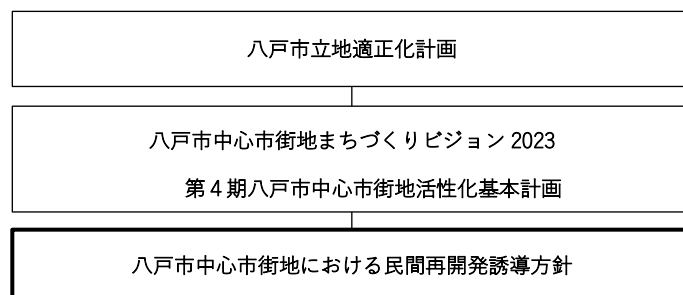
この方針は、八戸市立地適正化計画、八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023 や令和 6 年度からスタートする第 4 期八戸市中心市街地活性化基本計画を実効性あるものとし、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるもので、望ましい整備の方向性を示すことで、再開発に関する機運醸成等を図り、中心市街地の活性化に資する民間再開発を誘導するものです。

今後、本方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に見直していきます。

【都市計画における再開発の位置付け】



【本方針の位置付け】



¹ 都市全域やさらに広い地域からの利用が見込まれる、質の高いサービスを提供する都市機能

² 一つの建物、街区、地区などの中で、様々な用途の空間を混在させる複合利用のこと

2 八戸市中心市街地について

八戸市中心市街地のまちづくりは1630年頃に始まり、城下町は現在の中心市街地の位置と変わらず、八戸藩が誕生した1664年にはほぼ完成していたとされています。現在は、当時の建造物はほとんど残っていないが、町の「形」や「町名」が変わらず残されていることが大きな特徴です。

また、江戸時代から商業の中心であり、昭和の高度成長期には、主に県外資本による商業機能の大規模化と集積、街区の拡大が進み、昭和50年代始めには、買物などの来街者で歩道からあふれるほど混雑するなど、日常においても賑わいが創出される場でありました。

しかしながら、平成に入ってから現在に至るまで、大型店の郊外化のほか、通販の伸び、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢の変化により、中心市街地の商業機能は全体として衰退傾向に向かい、来街者が減少することで、さらに店舗等の撤退を招くなど、低未利用な土地や建物が目立つ状況となっていました。

このような状況下で、市では、平成20年7月から3期に渡る八戸市中心市街地活性化基本計画をそれぞれ策定し、中心市街地を社会的、文化的活動の拠点に位置付け、八戸ポータルミュージアム「はっち」(H23)、八戸ブックセンター(H28)、八戸まちなか広場「マチニワ」(H30)、長根屋内スケート場(R1)、八戸市美術館(R3)と、文化・交流並びにスポーツ施設を整備してきました。完成後は各施設において文化、観光、スポーツ等の各種プログラムによって、市民はじめ来街者による街の利活用や様々な活動が生まれてきました。

さらに、こうした公共施設整備の波及効果もあり、「六日町ガーデンテラス」(H28)や「ディベロド八日町」(R2)など民間による再開発が促進され、商業の空きビルが、マンションやオフィスなどの都市機能に生まれ変わり、中心市街地が「居住の場」や雇用を生む「働く場」となっています。さらに、中心市街地には多くのホテルが集積しており、当市を訪れる観光の目的として「食」が多くを占めること、8つの「横丁」や文化施設等が観光コンテンツとなっていることから、八戸三社大祭などのイベント時に限らず、中心市街地が観光の目的地であり、拠点となっています。

3 基本的事項

(1)対象エリア

本方針を適用する区域は、中心市街地まちづくりビジョンで定める中心部エリアを原則とした下記のエリアとします。ただし、隣接する区域であっても計画内容によって本方針を適用できるものとします。

(八戸市大字三日町、六日町、十三日町、十六日町、八日町、朔日町)



(2) 中心市街地に求められている都市機能

立地適正化計画において、都市機能誘導区域として高次都市機能の集積拠点を目指す中心市街地は、自家用車を利用できない方も含めて市内各所や近隣市町村などからも利用が期待できる大規模な商業・病院・集客施設等が誘導施設として設定されています。【参考1】

また、市民が求めるニーズを把握する方法として、居住者と市政モニター対象にした中心市街地に関するアンケートを実施しており、その結果からは、中心市街地には各地域の人が出会い、交流や学びの機会を通し、つながりやネットワークをつくる場としての役割に加え、空き店舗が目立つ現状から買物ニーズに応えられる多様な店舗が連なる商店街づくりが期待されています。【参考2】

【参考1】 誘導施設配置の考え方（八戸市立地適正化計画から抜粋）

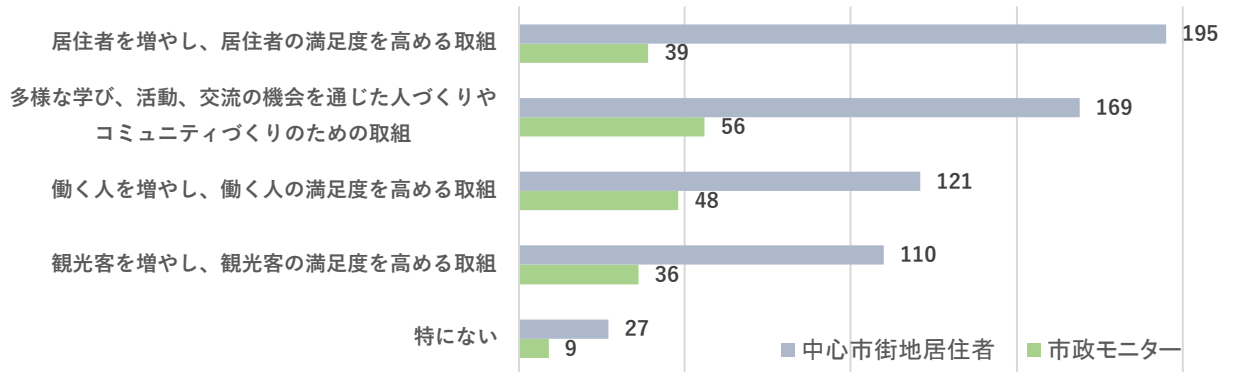
誘導施設	配置の考え方
大規模 商業施設	○都市の魅力・活力の維持・向上や高齢者も含めた市民等の利便性を考慮する必要があり、古くからの文化や伝統を受け継いできた「八戸の顔」であり、八戸圏域の経済等の中心的な役割を担ってきた場所として 中心街地区への誘導 を基本とします。
大規模 病院等	○救急車による救急搬送などの関係もあることから、公共交通はもちろんのこと、自動車でも市内各所や近隣市町村などからアクセスしやすい位置に設定することも考える必要があります。 ⇒ 中心街地区に加えて 、比較的近接し公共交通の利便性も高いことに加え、環状道路が整備されていて自動車でも市内各所・近隣市町村などからアクセスしやすい環境が整っている 田向地区への誘導 を考えます。
その他 集客施設	○都市活力・魅力の維持・向上や高齢者も含めた市民等の利便性を考えると、中心街地区への誘導を基本とすることが妥当と考えられます。ただし、広域からの集客が見込め、かつ、短時間に多くの人が入退場する施設については広域的な公共交通利便性の高い場所に設定することも考える必要があります。 ⇒ 中心街地区に加えて 、新幹線・在来線が乗り入れるターミナル駅がある 八戸駅周辺地区への誘導 を考えます。

※八戸市立地適正化計画全体については、下記 URL、QR コード（八戸市ホームページへリンク）から御参照ください。

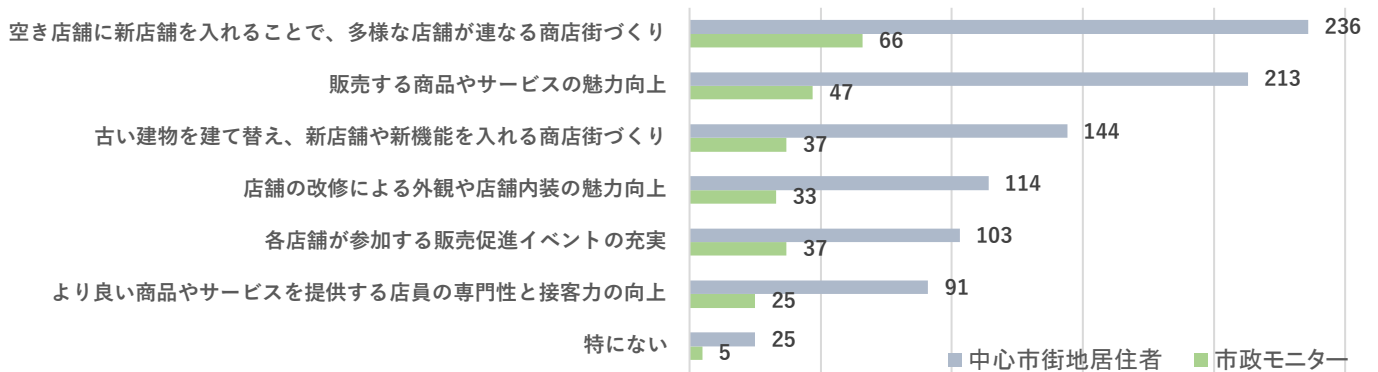
（現在改訂中の八戸市立地適正化計画の公表に合わせ、市ホームページの該当ページの URL、QR コードを掲載する）

【参考2】 中心市街地に関する市民アンケート抜粋（令和4年10～11月実施）

今後、中心市街地のまちづくりとして取り組むべき項目について



今後、商店街を魅力的にしていくために取り組むべき項目について



※八戸市が行った中心市街地に関する市民アンケートの詳細については、下記 URL、QR コード（八戸市ホームページへリンクしています）から御参照ください。

八戸市ホームページ：中心市街地に関する市民アンケート結果について（PDF）



https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/8/R4survey_shimin_chukatsu.pdf

(3)再開発に当たっての検討事項

再開発を進めるにあたっては、事前に事業の形態によって法令等に基づいた検討を行った上で、確認・届出が必要です。その主なものを下記に示しています。

【再開発に当たり法令等に基づき検討が必要な主な事項】

法令名	確認・届出内容等	窓 口
建築基準法	・用途地域のほか、接道義務を満たしているか、指定された壁面線の後退が計画されているか 等の法適合の確認	八戸市建築指導課
都市計画法	・市街化区域で一定規模以上の開発行為を行うものの開発許可 ・都市計画道路予定地に該当するか確認し、都市計画道路の区域内に建築物を建築しようとする場合の許可申請	八戸市建築指導課
バリアフリー法 青森県福祉のまちづくり条例	・ユニバーサルデザインの整備項目への適合	八戸市建築指導課
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	・非住宅部分の床面積 300 ㎡以上の建築物新築は適合判定、それ以外は届出の提出	八戸市建築指導課
消防法	・火災の予防・警戒・鎮圧による生命・身体・財産の保護・被害軽減のため、各部分の法適合の確認	八戸消防本部
建設リサイクル法	・一定規模以上の建築物を解体する際の届出	八戸市建築指導課
国土利用法	・一定面積以上の土地の取引をしたときの届出	八戸市建築指導課
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・一定規模以上の建築物において建築物環境衛生管理基準への適合確認のための届出	八戸市保健所衛生課
水道法	・上水道計画の確認	八戸圏域水道企業団
下水道法	・下水道処理区域、排水計画の確認	八戸市下水道事務所
大規模小売店舗立地法	・店舗面積が 1000 ㎡を超える大規模小売店舗設置の場合の届出	青森県商工労働部 商工政策課
興行場法	・興行場（映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸などを公衆に見せ、または聞かせる施設）を営業する場合の施設の構造設備基準及び衛生管理基準への適合確認のための許可申請	八戸市保健所衛生課
旅館業法	・旅館等を営業する場合の施設の構造設備基準及び衛生管理基準への適合確認のため許可申請	八戸市保健所衛生課
八戸市中高層建築物紛争予防条例・日影規制条例	・建築計画標識の設置届、近隣住民へ建築計画の説明、報告書の提出 ・建築計画が近隣の日照を確保し住環境を保護できているかの確認	八戸市建築指導課
八戸市ラブホテル建築等規制条例	・ホテル旅館等の建築計画の届出	八戸市建築指導課
八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	・特定用途の床面積が 2000 ㎡を超える建築物を新築・増築・用途変更をする場合の届出	八戸市都市政策課
八戸市景観条例 八戸市屋外広告物条例	・景観計画区域内行為届出 ・屋外広告物の設置許可申請	八戸市都市政策課
八戸市生活環境保全条例	・中高層建築物を建築する者はテレビ、ラジオの電波障害対策を行うこと	八戸市環境保全課

法令名	確認・届出内容等	窓 口
八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例	・条例の基本理念に則り、地域のまちづくりを尊重し、その推進に対する理解と協力を努めた開発とすること	八戸市 まちづくり推進課

※開発する内容により、上記のほかにも法令等に基づいた行政機関との事前協議が必要となる場合があります。問い合わせ窓口を記載した詳細な事前協議一覧表を八戸市ホームページに掲載していますので、計画の参考として御参照ください。

八戸市ホームページ：事前確認一覧（建築確認関係）



<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/63/jizenkyougi.pdf>

【当方針と関連する市の計画等について】

先に示した八戸市立地適正化計画のほか、中心市街地のまちづくりの方向性などを定めた

- ・八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023
- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画

についても、当方針と関連していることから、開発の参考として御参照ください。

八戸市ホームページ：八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023（PDF）



https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/8/machidukurivision2023_publiccomment.pdf

（現在改訂中の第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の公表に合わせ、市ホームページの該当ページの URL、QR コードを掲載する）

4 求められる再開発の方向性

当市の中心市街地は、居住者や来街者の目線で誰もが過ごしやすく、魅力的で良好な都市環境を総合的に整備していくことが求められており、これまで述べた事項に合致した民間による任意の再開発が行われていくことを期待するものです。一方、市民ニーズを的確に反映し、かつ、公益的な民間再開発の提案に対しては、市として国の助成制度を活用した公的支援を行えるものとしします。

提案にあたって(公的支援を希望する場合の留意事項)

国(国土交通省)の「優良建築物等整備事業」の制度を活用した、敷地内で複数の用途を持たせた再開発で以下の要件等を整理して提案してください。なお、提案書の様式は任意とします。

(1)事業要件(次のいずれかによるもの)

- ① 優良再開発型 共同化タイプ
- ② 優良再開発型 市街地環境形成タイプ

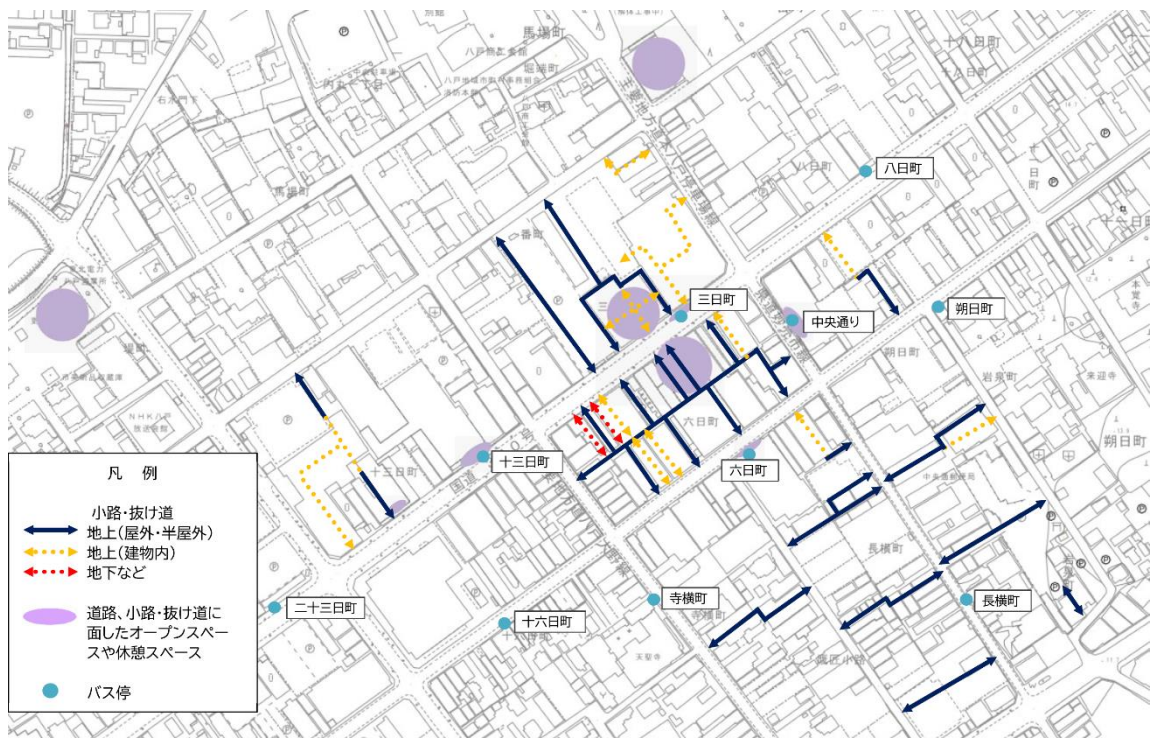
(2)区域要件

再開発を行う敷地面積は、原則として1,000㎡以上とする。

(3)空地要件

優良建築物等整備事業において一定規模以上確保すべき空地については、現状の壁面線以上の後退による公開空地³の確保が望ましい。

また、当市中心市街地は、多くの小路・横丁、建物内の通り抜けられる通路が下記のとおり存在し、多様な人々が行き交うことで交流が生まれる当市の特徴となります。建築計画については、建築物の配置・形態等がこの特徴を踏まえたもので、人々の滞留や交流が生まれる公開空地の活用計画や維持管理の方針と合わせて提案すること。



横丁・公共用通路の図 (第4期中心市街地活性化基本計画)

³ 一般公衆が自由に入ったり通行、利用できる開放された空間。オープンスペースの一種。

(4)補助の交付対象

補助金の交付対象は、優良建築物等整備事業に係る国の制度要綱等に定めるところに従って算定した次に掲げる経費とする。

- ① 調査設計計画費 ②土地整備費のうち建築物除却等費 ③共同施設整備費

(5)景観・環境への配慮

八戸市景観計画に基づく街並みの調和を意識した整備の形を検討すること。

再開発を通じた脱炭素に資する取り組みの検討をすること。

- ・ ZEH/ZEB レベルの省エネ水準の建築物の整備
- ・ 再生可能エネルギー設備や自立分散型エネルギーシステムの導入

(6)まちづくりへの貢献

再開発を実施することにより、まちのにぎわいや活性化、雇用や経済に与える影響などの観点から新たに見込まれる効果を事業者サイドで試算し提示すること。

(7)事業内容の公表

多くの市民が中心市街地における活性化の動きに注目しており、大きく「まち」を変える手法である再開発も例外ではありません。当市では構想の段階から主体となる事業者が率先して再開発の情報を公表し、関係者の合意形成や市民の理解を得ながら事業を進めること。

(8)地元企業の受注機会

当市では地域経済の健全な発展に配慮し、中小企業の振興を図るため、契約の透明性及び競争の公正性の確保に留意しつつ、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、市内中小企業の受注機会の確保に努めているところである。公的支援を得た再開発事業の実施にあたっては、市内中小企業の受注機会の確保が図られるよう配慮すること。

(9)申請時要件

優良建築物等整備事業は市税滞納者に対する行政サービスの給付等の制限対象事業となっているため、補助金交付申請の際には関係者の市税の滞納がないことが要件となる。

(10)財産処分の制限

事業者が補助金を受けて整備した建築物を、竣工後に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等の補助対象財産の処分が、補助目的の遂行を鑑みて不適正と判断されたものは、八戸市補助金等の交付に関する規則により補助金相当額を納付すること。

(11)提案書の提出

提案に当たっては、権利者の合意の下に施行者を決定したうえで事業開始希望年度（X年度）の前々年度までに、上記を踏まえた事業計画の内容がわかる提案書を市に提出すること。なお、補助額は算定された国と同等の額を市が支援することを基本とし、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

X-2年度	X-1年度	X年度
〔事業者〕	〔市〕支援可否の検討	補助事業開始
提案書提出	庁内検討会議の開催→予算化に向けた諸調整	交付申請→交付決定

<提案書に求める内容>

- ・ 事業の目的 ・ 計画地の概要及び現況土地利用
- ・ 建築計画（補助対象及び対象外が判別できるもの）
- ・ 資金計画（補助金見込み及び調達方法を含む）・事業計画（年度別、補助対象・対象外別）

八戸市中心市街地における民間再開発誘導方針

(案)

令和 年 月 日

八戸市商工労働まちづくり部まちづくり推進課